

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 183 条第 1 項に基づき、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 28 条の資源管理の状況等の報告の方法及び期日を次のように定める。

令和 3 年 4 月 26 日

農林水産大臣

- 1 漁業法（以下「法」という。）第 183 条第 1 項の規定により法第 90 条第 1 項の規定による権限を農林水産大臣が自ら行う場合における漁業法施行規則第 28 条第 1 項の農林水産大臣が定める方法は、書面又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）とする。
- 2 法第 183 条第 1 項の規定により法第 90 条第 1 項の規定による権限を農林水産大臣が自ら行う場合における漁業法施行規則第 28 条第 1 項の農林水産大臣が定める日は、次の表の左欄に掲げる免許番号ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる日とする。

免 許 番 号	報 告 期 日
農区第 1 号、農区第 11 号及び農区第 201 号から農区第 213 号まで	5 月 31 日
農共第 1 号及び農内共第 1 号	当該漁業権の免許を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の通常総会の日から起算して 1 月を経過した日